

「遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律」に基づく第一種使用規程の承認申請案件に対する意見募集の実施結果について
 (平成26年11月25日～12月24日(セイヨウナタネ2件、トウモロコシ1件))

1. 意見・情報募集の対象となった第一種使用規程の承認申請案件

遺伝子組換え生物等の種類の名称	第一種使用等の内容
除草剤グリホサート及びグルホシネート耐性並びに稔性回復性セイヨウナタネ (改変 <i>cp4 epsps</i> , 改変 <i>bar</i> , <i>barstar</i> , <i>Brassica napus</i> L.)(MON88302×RF3, OECD UI: MON-88302-9 ×ACS-BN003-6)	食用又は飼料用に供するための使用、栽培、加工、保管、運搬及び廃棄並びにこれらに付随する行為
除草剤グリホサート及びグルホシネート耐性並びに雄性不稔及び稔性回復性セイヨウナタネ(改変 <i>cp4 epsps</i> , 改変 <i>bar</i> , <i>barnase</i> , <i>barstar</i> , <i>Brassica napus</i> L.) (MON88302×MS8×RF3, OECD UI: MON-88302-9×ACS-BN005-8×ACS-BN003-6) (MON88302、MS8及びRF3 それぞれへの導入遺伝子の組合せを有するものであって当該セイヨウナタネから分離した後代系統のもの(既に第一種使用規程の承認を受けたものを除く。)を含む。)	食用又は飼料用に供するための使用、栽培、加工、保管、運搬及び廃棄並びにこれらに付随する行為
チョウ目及びコウチュウ目害虫抵抗性並びに除草剤グルホシネート及びグリホサート耐性トウモロコシ (改変 <i>cry1F</i> , <i>cry34Ab1</i> , <i>cry35Ab1</i> , <i>pat</i> , <i>cry1Ab</i> , 改変 <i>cry3Aa2</i> , 改変 <i>cp4 epsps</i> , <i>Zea mays</i> subsp. <i>mays</i> (L.) <i>Ilitis</i>) (4114 × MON810 × MIR604 × NK603, OECD UI : DP-004114-3 × MON-00810-6 ×SYN-IR604-5 × MON-00603-6) (4114、MON810、MIR604及びNK603 それぞれへの導入遺伝子の組合せを有するものであって当該トウモロコシから分離した後代系統のもの(既に第一種使用規程の承認を受けたものを除く。)を含む。)	食用又は飼料用に供するための使用、栽培、加工、保管、運搬及び廃棄並びにこれらに付随する行為

2．意見募集方法の概要

(1) 意見募集の周知方法

- ・関係資料を環境省、農林水産省ホームページに掲載
- ・記者発表
- ・資料の配付

(2) 意見提出期間

平成26年11月25日(火)から12月24日(水)まで

(3) 意見提出方法

電子メール、郵送又はファクシミリ

(4) 意見提出先

環境省自然環境局野生生物課又は農林水産省消費・安全局農産安全管理課

3．意見募集の結果（関係省に提出された意見の合計）

意見提出数	11件
整理した意見数	3件

4．意見の概要と対応方針について

別紙のとおり

(別紙)

「遺伝子組換え生物等の第一種使用規程の承認申請案件」に対する意見の概要及び対応方針について
(平成26年11月25日～12月24日(セイヨウナタネ2件及びトウモロコシ1件))

	意見分野	意見要旨	対応方針	件数
1	生物多様性影響関係	<p>遺伝子組換えに反対です。遺伝子組換え作物の環境等への影響については長い時間をかけて観察し、研究していかなければならないと考えています。港湾での遺伝子組換え種子のこぼれ落ちのように交雑種の拡大の懸念も大きいです。実際にかなり時間が経ってから影響が出るのが充分にあり得ます。20年、30年とその影響を注意深く見続けたら、あらためて答えを出すことを希望します。</p>	<p>遺伝子組換え技術は、人類が抱える様々な課題を解決する有効な手段の一つとしての期待がある一方、ご指摘のように、当該技術を利用して生み出される生物を、食品・飼料として利用するに際しての安全性や環境に悪影響を及ぼす可能性について、懸念が持たれています。</p> <p>このため、我が国において遺伝子組換え農作物を使用するに当たっては、あらかじめ食品及び飼料としての安全性、生物多様性への影響について、科学的な審査を行った上で、使用等の可否を判断しています。その際、食品としての安全性に関しては食品安全基本法(平成15年法律第48号)及び食品衛生法(昭和22年法律第233号)に、飼料としての安全性に関しては食品安全基本法及び飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律(昭和28年法律第35号)に、そして生物多様性への影響については遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律(平成15年法律第97号。以下「カルタヘナ法」といいます。)に基づき、申請ごとに審査を行います。</p> <p>遺伝子組換え農作物により生物多様性に影響が生ずるかどうかにについては、1)雑草化して他の野生植物に影響を与えないか(競合における優位性)、2)野生動植物に対して有害な物質を生産しないか(有害物質の産生性)、3)在来の野生植物と交雑して、導入された遺伝子が広がらないか(交雑性)等の観点から、最新の科学的知見に基づき、審査しています。審査は、農林水産省及び環境省が以下の手順で行っています。</p> <p>申請者から申請書とともに最新の科学データ、緊急時の措置を定めた計画書(緊急措置計画書)等を要求 提出データ等の妥当性等を確認 学識経験者からの意見を聴取 必要に応じて申請者に対して追加データ、試験等を要求</p>	8

承認の可否を判断

これらの結果、生物多様性に対し影響を生じさせるおそれがないと認められたもののみを承認しており、平成26年末現在、138件の遺伝子組換え農作物の第一種使用規程（環境中への拡散を防止しないで行う開放系での使用内容等を定めたもの）の承認申請に係る流通、加工、栽培等の一般使用（以下「一般使用」といいます。）に関する承認を行っています

ご懸念のように、万が一、将来我が国の生物多様性に影響が生ずるおそれがあると認められるに至った場合には、承認取得者自らが生物多様性影響を効果的に防止するためにとるべき措置について定めた緊急措置計画書に従い、生物多様性影響を防止するための措置をとることとしております。緊急措置計画書では、緊急措置を講ずるための実施体制及び責任者を明確に記載（個人名は個人情報のため非開示）しており、当該承認取得者は、その体制に従い、農林水産省及び環境省と連絡をとりながら、科学的根拠を元にリスクの程度に応じて、速やかに機動的な対応を行うこととしております。

さらに、カルタヘナ法では、主務大臣（遺伝子組換え農作物については農林水産大臣及び環境大臣）は、生物多様性影響を防止するため緊急の措置をとる必要があると認めるときには、必要な限度において、当該遺伝子組換え生物等の使用者等に対して使用等の中止その他の必要な措置をとるべきことを命ずることとされており、国としても生物多様性に影響が生ずることがないように適切に対応することとしています。

また、ご懸念のように、現在の科学的知見からは予想できないような新たな生物多様性影響が生ずるおそれもあることから、カルタヘナ法では、仮に生物多様性影響を生ずるおそれがあると認められるに至った場合には、主務大臣は、遺伝子組換え生物の使用方法を定めた第一種使用規程を変更又は廃止しなければならないとしています。

なお、農林水産省及び環境省では、最新の科学的知見の充実を図るため、遺伝子組換え農作物のこぼれ落ち等に係るモニタリング調査を実施しているところです。

遺伝子組換え種子のこぼれ落ちについては、これまでの調査の結果から、一部の港湾や、主要輸送経路沿いの河川敷等において遺伝子組換えセイヨウナタネの生育は確認されたものの、繁殖して、非遺伝子組換えのセイヨウナタネやその近縁種を駆逐したり、交雑体が広がったりする等の生物多様性影響は確認されていません。詳しくは当該調査結果をご

			<p>参照ください（農林水産省：遺伝子組換え植物実態調査：http://www.maff.go.jp/j/syouan/nouan/carta/c_data/index.html、環境省：遺伝子組換え生物による影響監視調査：http://www.bch.biodic.go.jp/natane_1.html）。</p>	
2	生物多様性影響関係	<p>有害物質を絶対に産生しないとは言いきれません。まだまだその役割も未解明なものが多く、遺伝子そのものについての今日までの知見は、ほんの一部に過ぎません。トランスポゾンによる塩基配列のシャッフル機構により突然変異をもたらすものと推測されています。目的とするタンパク質の産生以外に、何も影響が無いと断定できるだけの科学的根拠は乏しいと思います。</p>	<p>遺伝子組換え農作物が遺伝子の導入に伴い意図しない形質を有するようになったかどうかについては、宿主と比較した栽培試験等を行い、形態及び生育の特性、有害物質の産生性等において生物多様性に影響を生じるおそれのあるような差異が生じているかどうかを確認することにより評価しています。</p> <p>また、遺伝子を導入する際に用いる微生物、アグロバクテリウムの遺伝子が宿主に残存していないことを確認しています。</p> <p>一方、導入した遺伝子については、導入遺伝子が安定して後代に遺伝し発現していることを複数世代において確認しています。なお、導入した遺伝子には、トランスポゾン等の生物間での伝達を可能とする配列は含まれていません。</p> <p>なお、今回申請のあった遺伝子組換えセイヨウナタネ2系統及び遺伝子組換えトウモロコシ1系統については、それぞれ複数の親系統の掛け合わせのため、親系統全てについて承認時に、生物間の伝達を可能とする配列が含まれていないこと等を確認しているところです。</p> <p>したがって、遺伝子組換え農作物に導入された遺伝子が突然変異を引き起こしたりヒト等へ伝搬したりすることは考えられません。</p> <p>また、有害物質の産生性については、導入遺伝子の発現により産生されるタンパク質は、目的形質以外に宿主の代謝系に及ぼす影響がないこと、既知のアレルギー性タンパク質との類似性がないことを評価するとともに、土壌微生物相試験、後作試験、鋤込み試験等により土壌経路で周辺環境への影響がないことを評価しています。</p> <p>これらの項目について、影響がないことが確認された場合に限り当該組換え農作物を承認することとしています。</p> <p>詳しくは申請書等の概要等をご覧ください （http://www.maff.go.jp/j/press/syouan/nouan/141125.html 及び http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=18916）。</p>	1
3	生物多様性影響関係	<p>パブリックコメント等もより多くの人の意見を聞けるよう</p>	<p>ご指摘のように、遺伝子組換え農作物に関しては様々なご意見がありますので、第一種使用規程の承認に当たっては、法定の学識経験者への</p>	1

	<p>にしっかり宣伝して議論を重ねてほしいです。なによりこの問題は、環境のみならず、経済・食糧需給に関わる大切な議題ですので、問題を横に繋げての議論もお願いしたいと切に願っています</p>	<p>意見聴取のみならず、立場の異なる方々から、その知見をご提供頂く機会を設けることが重要です。このため、学識経験者からの意見聴取後には、申請内容、学識経験者による検討の結果を提示して広く意見・情報の募集（パブリックコメント）を行っているところです。</p> <p>また、意見・情報の募集（パブリック・コメント）に当たっては、毎回、募集を開始する際に、マスメディア向けの記者発表（プレスリリース）を行うとともに、農林水産省や環境省での情報提供やホームページを通じて広くお知らせし、国民の皆様からご意見をお伺いすることとしています。特に平成 25 年末の意見・情報の募集からは、記者発表に加えて、各報道機関への事前のお知らせを行うなど工夫を重ね、報道機関向けの勉強会、遺伝子組換えに関するコミュニケーション活動等にも取り組む等、インターネット以外の発信についても改善を図っているところです。</p> <p>今後もより一層、できる限り多くの方々へ、わかりやすくお伝えするような取組を工夫していきたいと考えています。</p>	
<p>その他</p>	<p>上記のご意見に加えて、以下のご意見がありました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 食品の安全性について 7 件 ・ 開発国・企業について 3 件 ・ 除草剤の健康影響等について 2 件 ・ その他 3 件 		

注 件数欄の件数は重複もあるため、合計が意見提出数と一致しません。